



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

四国厚生支局



目 次

四国厚生支局について	1
四国厚生支局の基本理念及び行動指針	1
四国厚生支局の組織図	2
四国厚生支局の各部門	
【年金・健康福祉部門】	
総務課、企画調整課	2
年金管理課、年金審査課	3
健康福祉課、保険年金課	4
地域包括ケア推進課、社会保険審査官室	5
【医療指導部門】	
管理課	6
医療課、調査課、指導監査課・各県事務所	7
【麻薬取締部門】	
麻薬取締部	8
四国厚生支局及び事務所の所在地等	9

四国厚生支局について

四国厚生支局は、四国地方4県において、国民の皆様に最も身近な医療、健康、年金、福祉などの社会保障施策を実施しています。



四国厚生支局の基本理念及び行動指針

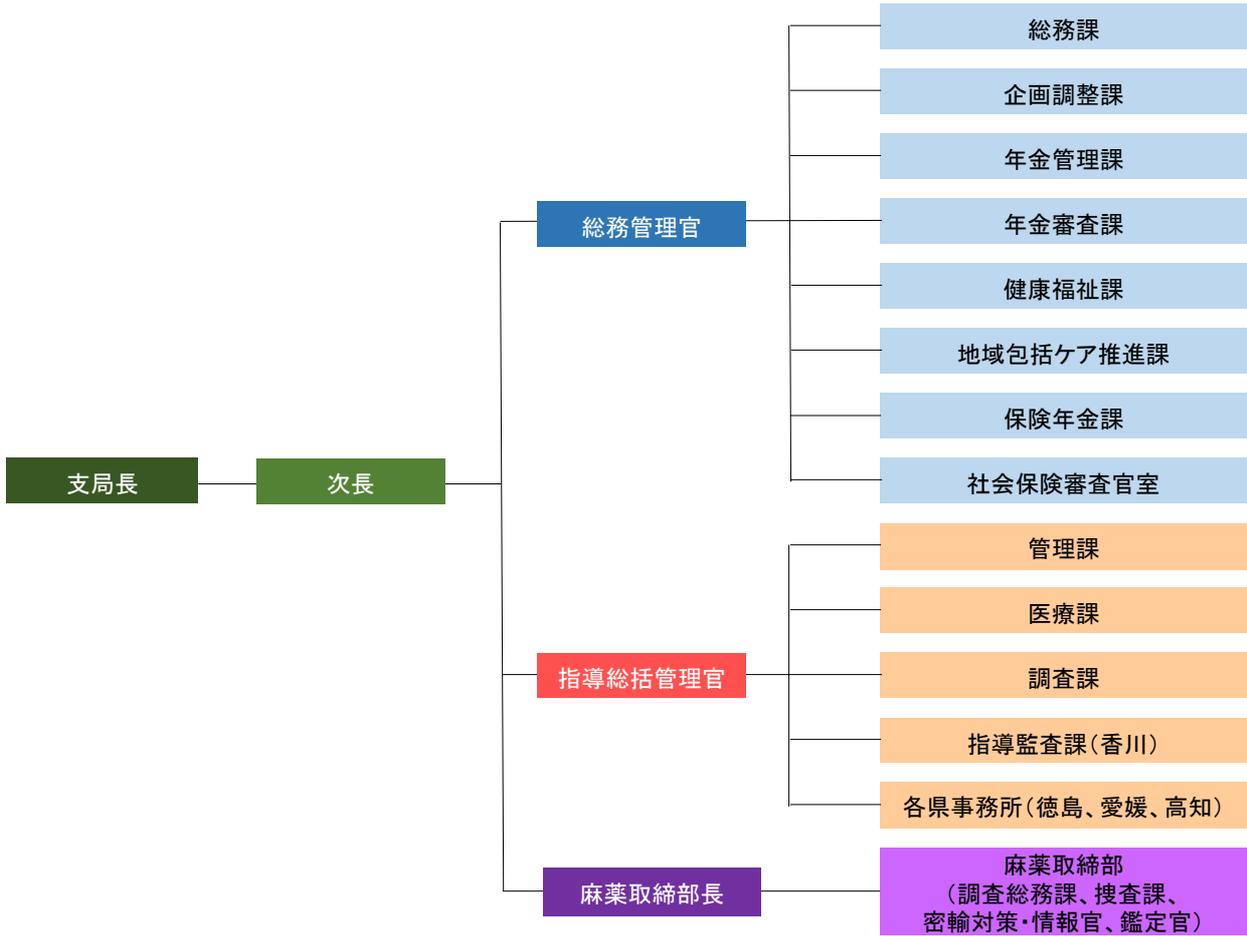
基本理念

四国厚生支局は、国民一人一人が、健康で安心して充実した生活を送ることができるよう、四国地方における実情を踏まえつつ、国の社会保障政策を着実に推進することを通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命としています。

行動指針

- I 国民目線に立った行政運営
国の社会保障政策の効果が最大限発揮されるよう、広い視野、地域の視点、国民の目線を重視して、所掌事務を適正かつ迅速に遂行します。
- II 公平公正な制度運営
常に高い倫理観と強い責任感を持ち、法令を遵守し、公平公正に制度運営します。
- III 広報広聴の推進
国民に対し分かりやすい情報提供を行うとともに、広く情報を収集・分析し、必要な業務の改善に繋げ、国民との信頼関係の構築を目指します。
- IV 業務改善・効率化
職員一人一人がたゆまぬ意識改革を行い、業務の改善と効率化に向けて取り組みます。
- V 明るい職場づくりを通じた行政サービスの一層の向上
職員相互に尊重・協力し合う明るい職場づくりを進め、行政サービスの一層の向上を図ります。

四国厚生支局の組織図



四国厚生支局の各部門

年金・健康福祉部門

総務課

四国厚生支局の円滑な運営のために

総務課は、四国厚生支局の総務事務のほか、行政文書等の開示に係る事務や国有財産の管理等を行っています。

業務内容

- 支局の総務、会計等
- 支局職員の人事、給与、研修、福利厚生等
- 支局が保有する行政文書の情報公開等
- 支局所管の国有財産の管理

企画調整課

四国厚生支局の事業の推進のために

企画調整課は、四国厚生支局の組織目標、業務計画に関する企画立案や、広報活動、職員研修の企画のほか、「四国地方社会保険医療協議会」*の運営等を行っています。

業務内容

- 支局の所掌事務に関する総合的な企画・立案及び調整
- 四国地方社会保険医療協議会の運営

* 四国地方社会保険医療協議会とは、保険医療機関・保険薬局(保険診療を実施できる医療機関・薬局)の指定や指定の取消、保険医・保険薬剤師(保険診療を実施できる医師・薬剤師)の登録の取消などについて審議する会議です。

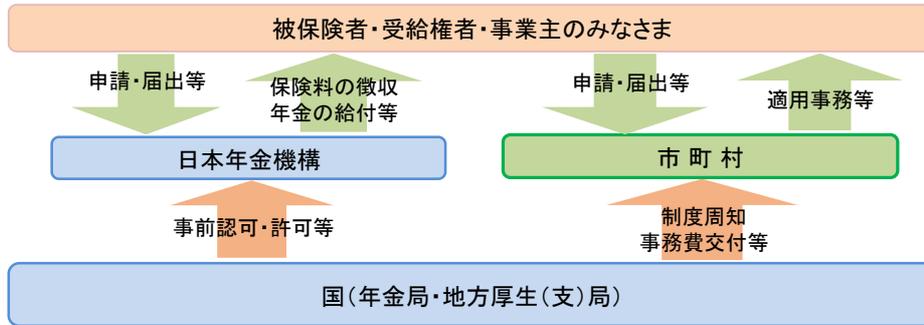
公的年金は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負い、直接的な監督の下、日本年金機構が一連の業務を運営しております。

年金管理課は、日本年金機構が行う各種業務にかかる認可や市町村が国民年金事務等を執行するために必要な事務費に係る交付金等の審査等の業務を行っています。

業務内容

- 日本年金機構が行う各種業務の認可等
- 国民年金事務費交付金等に関する業務
- 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務
- 地域年金展開事業に関すること

【四国厚生支局と関係団体等との関わり】



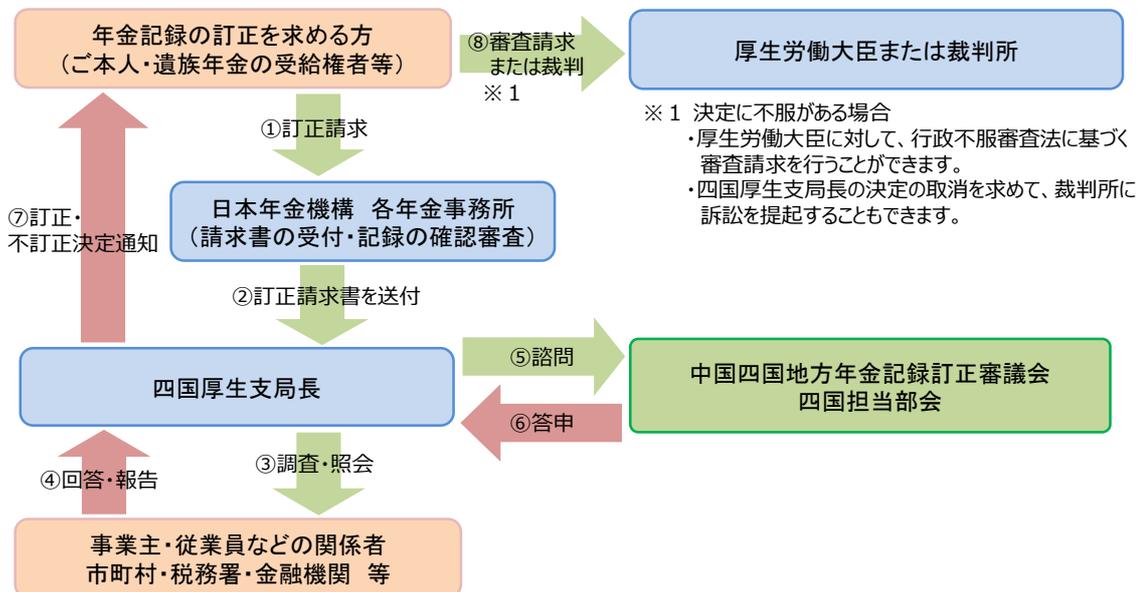
年金審査課は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する業務を行っています。

業務内容

- 厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関する事務並びにこれに関する調査事務
- 中国四国地方年金記録訂正審議会* 四国担当部会の運営

* 中国四国地方年金記録訂正審議会とは、弁護士、社会保険労務士、税理士等の有識者で構成され、訂正請求を中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された会議です。

【年金記録の訂正請求手続の流れ】



※1 決定に不服がある場合
 ・厚生労働大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。
 ・四国厚生支局長の決定の取消を求めて、裁判所に訴訟を提起することもできます。

健康福祉課

誰もが安心して暮らせる健康福祉サービスの提供のために

健康福祉課は、老人ホーム・保育所・保健センター等の整備に対する補助金の交付、栄養士や介護福祉士等を養成する施設に対する指定・監督、地域で活動している民生委員*・児童委員*の委嘱、医師の偏在対策、災害医療の確保に関する支援及び医療機関における医療安全対策、並びに地域医療構想を推進する取り組みを実施しています。

【医療安全の普及・啓発】

業務内容

- 福祉、保健衛生関係の補助金の執行
- 各種養成施設等の指定及び監督
- 民生委員等の委嘱事務
- 医療安全の普及・啓発
- 生活保護法の施行事務に関する監査
- 医療観察法に基づく対象者の移送業務
- 地域医療構想の達成に向けた取組の推進
- 災害時における医療の確保の支援
- 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定



(写真) 医療安全ワークショップ

【補助金の執行業務(補助金の例)】



(写真) 保育所の整備(改修)

所管養成施設の種類

- 社会福祉士養成施設(※)
 - 介護福祉士養成施設(※)
 - 精神保健福祉士養成施設(※)
 - 栄養士養成施設
 - 管理栄養士養成施設
 - あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ※ 文部科学省と共管する学校に限る。

* 民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている方々で、児童委員を兼ねています。

* 児童委員とは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う方々です。

保険年金課

生涯にわたり安心して健やかに暮らせるために

保険年金課は、健康保険組合や企業年金等の認可、指導監督等を行い、制度の健全かつ円滑な運営に取り組んでいます。

業務内容

- 健康保険組合の行う業務についての認可、指導監督等
- 全国健康保険協会支部の行う業務についての認可、立入検査等
- 確定給付企業年金*、確定拠出年金*の認可、承認及び指導監督等



(写真) 健康保険組合予算編成事務講習会

【四国厚生支局と関係機関等との関わり】



* 確定給付企業年金とは、企業が従業員と給付の内容を約束し、その内容に基づいた給付を受けることができる企業年金です。

* 確定拠出年金とは、掛け金を加入者ごとに管理し、加入者自らが指図して運用し、掛け金と運用益を元に給付を受ける年金制度であり、運用の結果により受け取る年金の額が決定する年金です。

地域包括ケア推進課

住み慣れた地域で自分らしく、生き生きと暮らせるために

地域包括ケア推進課は、地域包括ケアシステムの構築の支援及び認知症施策の普及・啓発のため、各県に対する支援や助言を行っています。

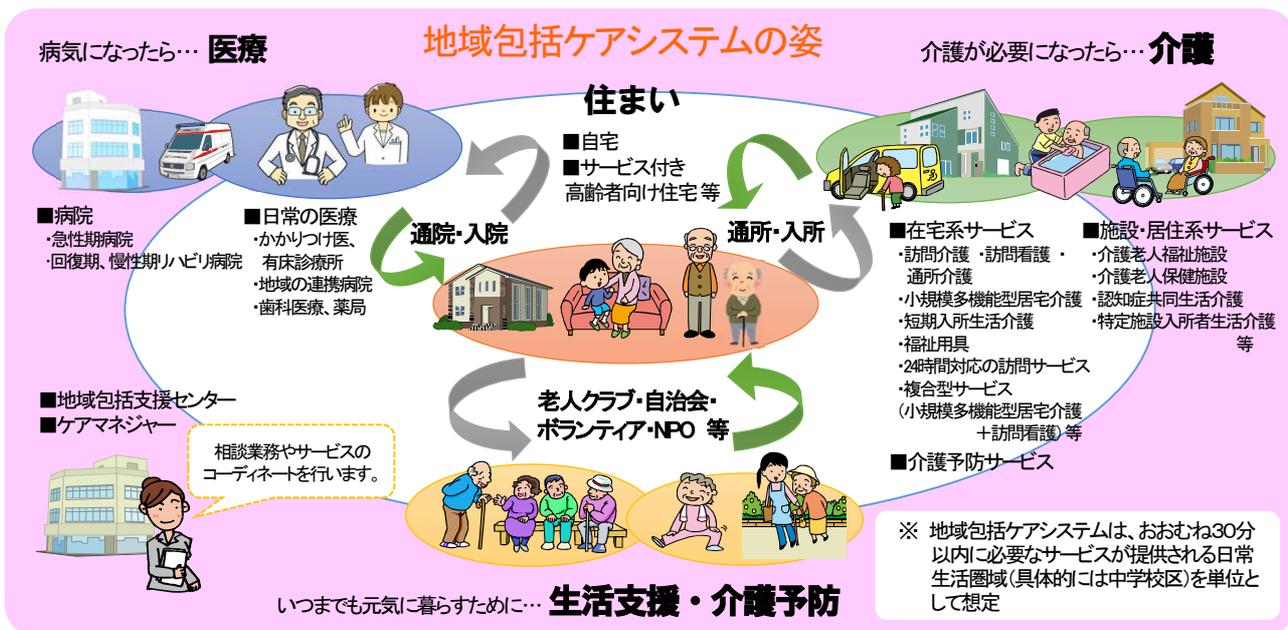
※ 地域包括ケアシステムとは、医療や介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制のことをいいます。

業務内容

- 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画、立案、総合調整
- 地域包括ケアシステムの構築の支援及び普及・啓発
- 介護保険法に基づく地域支援事業の把握、助言、支援
- 認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の普及・啓発及び各種事業の把握、助言
- 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金の執行管理等
- 介護保険事業(支援)計画に関する課題把握、助言、支援



(写真)令和4年度移動支援セミナー
※高知市青年センターにて開催



社会保険審査官室

被保険者等(審査請求人)の権利・利益の救済を図るために

社会保険審査官は、保険者が行った健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づく保険(年金)給付や被保険者資格などの処分決定に対する不服申立てである審査請求の業務を行っています。

業務内容

- 厚生労働大臣が行った保険(年金)給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 日本年金機構理事長が行った厚生年金保険や健康保険の被保険者資格、標準報酬及び国民年金保険料の処分決定に対する審査請求の対応
- 全国健康保険協会各支部長が行った健康保険給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 健康保険組合や厚生年金基金、国民年金基金等が行った処分決定に対する審査請求の対応

【審査請求の流れ】



医療指導部門

医療保険の健全な運営のために

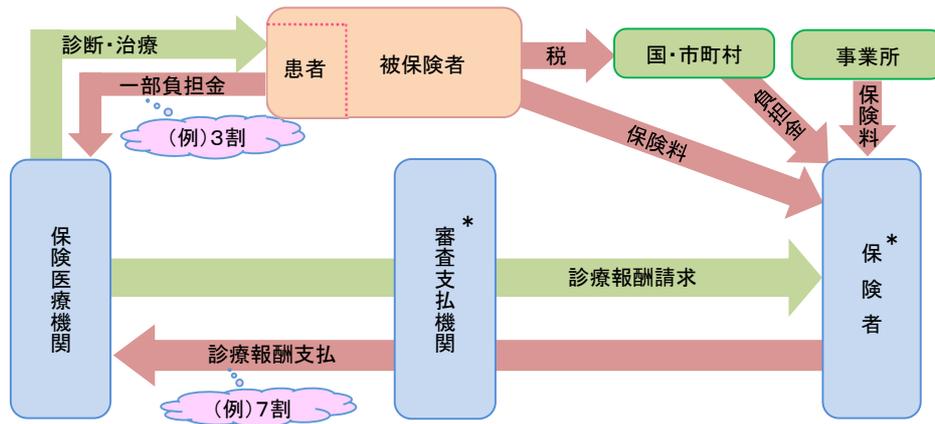
医療指導部門は、保険診療の質的向上や医療費適正化を目的として、医療保険制度の運営に関わる保険医療機関・保険薬局*等に対する指導監督業務を行っています。

* 保険医療機関・保険薬局とは、健康保険法等で規定される、保険診療を実施できる医療機関・薬局です。

医療保険制度について

国民皆保険制度により、すべての国民が、健康保険や国民健康保険といった公的医療保険に加入し、いつでも必要な医療を受けることができます。

【保険診療・費用負担の流れ】



* 保険者とは、保険事業の運営主体を指す。全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、各市町村、後期高齢者医療広域連合等があります。

* 審査支払機関とは、保険医療機関から請求のあった診療報酬について内容を審査し支払いを行う機関で、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会があります。

管理課

管理課は、医療指導部門が行う業務の総合調整や、国民健康保険等の保険者に対する助言、社会保険診療報酬支払基金支部の監督等を実施しています。

業務内容

- 指導監査課や各県事務所等が行う業務の進捗管理等
- 国民健康保険の保険者に対する技術的助言、国民健康保険団体連合会が行う業務に対する指導監督
- 後期高齢者医療広域連合が行う業務や市町村が行う後期高齢者医療制度に関する事務に対する技術的助言
- 社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督

医療課

医療課は、特定機能病院*への立入検査、指導監査課や各県事務所が行う業務の指導監督等を行っています。

業務内容

- 特定機能病院の立入検査(人員、構造設備、医療安全等)
- 指導監査課や各県事務所が行う業務の指導監督
- 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等に対する指導監督

* 特定機能病院とは、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研究を実施する能力を備えた病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。四国厚生支局管内では各県の大学病院が承認されています。

調査課

調査課は、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求に対する事務や、訴訟事務、保険医療機関等管理システムの運用等を行っています。

業務内容

- 保険医療機関等の情報公開に関すること
- 医療指導部門の訴訟に関する事務の調整
- 保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理

指導監査課(香川県)・各県事務所(徳島県・愛媛県・高知県)

指導監査課や各県事務所は、管轄する県内の保険医療機関、保険薬局等に対する指導監督や施設基準*等届出の審査業務等を行っています。

* 施設基準とは、保険診療の一部について保険医療機関、保険薬局等の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準です。

業務内容

- 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等に対する指導監督、施設基準等の申請、届出に関する手続の取扱事務
- 柔道整復師の施術療養費の受領委任に関する登録及び承諾等
- はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術療養費の受領委任に関する承諾等

麻薬取締部門

麻薬取締部

薬物乱用のない社会の実現のために

麻薬取締部は、麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪の捜査や、医療用麻薬等を取り扱う医療機関、薬局等への立入検査等を実施しています。また、再乱用防止対策として薬物乱用者本人やその家族への支援や、学校等での薬物乱用防止啓発活動を行っています。

業務内容

薬物犯罪の捜査及び鑑定

- 特別司法警察員として、覚醒剤・麻薬等の薬物犯罪に関する捜査・情報収集活動の実施
- 麻薬取締部の鑑定官による、押収した証拠品等の鑑定



(写真)業務内容のイメージ

医療麻薬等の監督、指導

- 医療用麻薬や向精神薬の流通経路監視
- 定期的に病院、薬局、製薬会社等に対する立入検査を実施
- 正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するための指導、助言等の実施



(写真)押収した証拠品

啓発活動・再乱用防止活動

- 薬物乱用者の家族や友人からの相談、一般市民からの通報の受理とその対応
- 学校での薬物乱用防止教室や関係機関での講演等の薬物乱用防止啓発活動の実施
- 薬物初犯者等に対する社会復帰に向けた支援



(写真)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーン

関係法令

薬物関連5法

- 麻薬及び向精神薬取締法
- あへん法
- 大麻取締法
- 覚醒剤取締法
- 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(麻薬特例法)

医薬品医療機器等法

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

薬物相談電話 087-823-8800

四国厚生支局及び事務所の所在地等

高松サポート合同庁舎 北館4階 南館5階

〒760-0019

香川県高松市サポート3番33号 高松サポート合同庁舎北館4階・南館5階

【北館4階】

部署名	電話番号
総務課・企画調整課	087-851-9565
麻薬取締部	087-811-8910

【南館5階】

部署名	電話番号
管理課・調査課	087-851-9501
医療課	087-851-9502
指導監査課 (施設基準担当)	087-851-9593 (087-851-9585)

高松シンボルタワー 9階 10階

〒760-0019

香川県高松市サポート2番1号 高松シンボルタワー9階・10階

【9階】

部署名	電話番号
健康福祉課	087-851-9566
地域包括ケア推進課	087-851-9578
保険年金課	087-851-9562

【10階】

部署名	電話番号
年金管理課	087-851-9510
年金審査課	087-851-9571
社会保険審査官室	087-851-9564

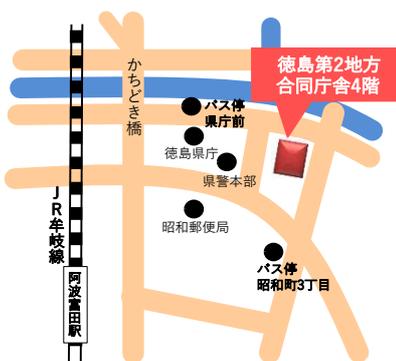


徳島事務所

〒770-0941

徳島県徳島市万代町3丁目5番地
徳島第2地方合同庁舎4階

部署名	電話番号
審査課	088-602-1386
指導課	088-602-1387



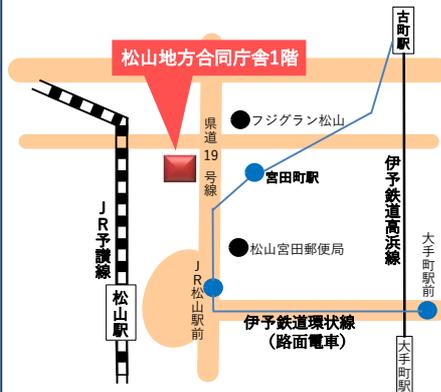
交通機関 JR牟岐線 阿波富田駅 徒歩10分
徳島市バス・徳島バス バス停「県庁前」又は「昭和町3丁目」 徒歩5分

愛媛事務所

〒790-0066

愛媛県松山市宮田町188番地6
松山地方合同庁舎1階

部署名	電話番号
審査課	089-986-3156
指導課	089-986-3157



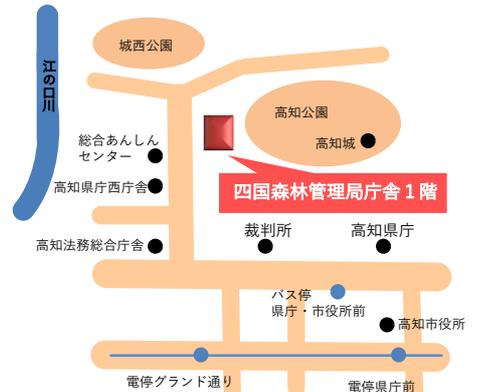
交通機関 JR予讃線 松山駅 徒歩8分
伊予鉄道 環状線宮田町駅 徒歩3分
高浜線古町駅 徒歩8分

高知事務所

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1-3-30
四国森林管理局庁舎1階

部署名	電話番号
審査課	088-826-3116
指導課	088-826-3117



交通機関 JR高知駅 車で15分
電停グランド通り 徒歩5分



四国厚生支局ホームページ



四国厚生支局

検索

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/>